

包括許可の手續等について（お知らせ） 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○包括許可の手續き等について（平成17年2月28日 貿易経済協力局安全保障貿易審査課）

改正後	現 行
<p>包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）及び包括許可について（平成17・02・23貿局第2号輸出注意事項17第8号。以下「包括許可運用」という。）の申請を行う際の申請書類の記載方法等については、平成17年6月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。</p> <p>1 申請関係書類等の記載要領</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 包括輸出許可証分割申請理由書（包括許可運用様式c）</p> <p>①【<u>一般包括輸出許可証・特定包括輸出許可証・特別返品等包括輸出許可証・特定子会社包括輸出許可証</u>】の欄 該当する許可証が判別できるよう不要部分を取消線で消してください。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>特定子会社包括輸出許可申請書及び特定子会社包括役務取引許可申請書（包括許可要領 様式第7又は同様式第8）</u></p> <p>①「<u>申請者記名押印又は署名</u>」の欄 申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者の記載も必要です。</p> <p>②「<u>取引の内容</u>」の「<u>需要者</u>」又は「<u>利用する者</u>」の欄</p> <p>i) 「<u>需要者</u>」の場合 貨物を費消し、又は加工する者であって、契約書に記載されている名称・住所を記載してください。また、実際の貨物の使用者であって貨物の管理責</p>	<p>包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）及び包括許可について（平成17・02・23貿局第2号輸出注意事項17第8号。以下「包括許可運用」という。）の申請を行う際の申請書類の記載方法等については、平成17年6月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。</p> <p>1 申請関係書類等の記載要領</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 包括輸出許可証分割申請理由書（包括許可運用 様式c）</p> <p>①【<u>一般包括輸出許可証・特定包括輸出許可証・特別返品等包括輸出許可証</u>】の欄 該当する許可証が判別できるよう不要部分を取消線で消してください。</p> <p>② (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>(新設)</p>

任を負えるものの名称・住所（通常は本社）を記載してください。

なお、輸出時点から形状、性質が変更されたものを費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しません。

i i) 「利用する者」の場合

取引の相手方から技術を利用する者に技術が提供される場合には、提供される技術を利用する者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

③ 「取引の内容」の「輸入者」又は「取引の相手方」の欄

契約書に記載されている買主又は取引の相手方の名称・住所を記載してください。なお、買主又は取引の相手方と支払人がそれぞれ異なる場合は、同欄に当該支払人の氏名又は名称及び住所を併記してください。

(8) 特定子会社包括許可申請明細書（包括許可運用様式k）

① 「事業内容」の欄

申請者の主要な事業内容について簡潔に記載してください。

② 「主要取扱品目」の欄

申請者が製造・販売する主要な製品又は商品の総称を記載してください。

③ 「資本金」の欄

資本金（申請者が法人であるときは払込資本の額）を記載してください。

④ 「輸出管理部門」の欄

申請者の組織内における輸出審査を統括する全社管理部門の名称を記載してください。なお、委員会組織により輸出管理を行っている場合は、委員会名にあわせて委員会の事務局の部署名についても記載してください。

⑤ 「輸出管理社内規程受理年月日」及び「受理番号」の欄

輸出管理社内規程を届け出て、安全保障貿易検査官室から受けた受理票（複数の受理票を受けている場合は、最新のもの。）に記載されている受理日及び受理番号を記載してください。

(新設)

<p>⑥ 「提出書類確認表」の欄 申請に際し、特定子会社包括許可申請明細書以外の提出書類の名称及び通数をすべて記載してください。</p> <p>(9) 申請者による特定子会社に対する監査実績を示す書類 次の事項を記載してください。</p> <p>① 特定子会社の社名及びその住所 ② 仕向地及び経由地又は役務提供地 ③ 申請日前18ヶ月から申請前までに申請者が特定子会社に対して行った監査の実績として、その時期、場所、監査を行った者の役職及び氏名、並びに、特定子会社の監査に対応した者の役職及び氏名</p> <p>(10) 一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書 (包括許可要領 様式第9)</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 実績の報告</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 特定子会社包括許可 (包括許可要領 様式第15) 特定子会社包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告を翌年1月末日までに経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。 報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括輸出許可にあつては輸出令別表第1の2の項、3の項、3の2の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の貨物の輸出の通関回数及び合計金額 (US\$)、特定子会社包括役務取引許可にあつては当該許可に係る外為令別表の2の項、3の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の技術の提供の回数 (契約数) 及び合計金額 (US\$) です。 また、無償で輸出される許可対象貨物にあつては、輸出申告書の「申告価格 (F. O. B)」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率 (毎月貿易局</p>	<p>(新設)</p> <p>(7) 一般包括及び特定包括許可に係る届出書 (包括許可要領 様式第9)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 実績の報告</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>
--	--

が公表する「輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」を使用)によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄（金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄）に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

3 (略)

4 一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の申請書を販売のため印刷しようとするときは、輸出関係書類等の印刷販売について（平成2年3月12日付け2貿局第87号）に従い、安全保障貿易審査課に届出を行い、その確認を得る必要があります。

3 (略)

4 一般包括許可、特定包括許可及び特別返品等包括許可の申請書を販売のため印刷しようとするときは、輸出関係書類等の印刷販売について（平成2年3月12日付け2貿局第87号）に従い、安全保障貿易審査課に届出を行い、その確認を得る必要があります。